

事務局長	係長	係

### 第33回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月3日（金）午前9時00分～午前10時00分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）
3. 出席者 （8名）
 

委員 土井 泉章	農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸
委員 亀川 一久	農地利用最適化推進委員 原 豊広
委員 武村 哲也	
委員 福田 源吾	
委員 永尾 喜代子	
委員 堤 忠雄	
4. 欠席者 （2名）
 

委員 牛島 幸雄	
農地利用最適化推進委員 堤 與四行	
5. 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■                      委員 ■番 ■■ ■■■

- 第2 【議案第18号】 令和4年度農業経営基盤強化促進法（第9号）の諮問について
- 【議案第19号】 非農地通知の発出について（1件）
- 【議案第20号】 農地法第5条の規定による農地の転用について（2件）
- 【議案第21号】 下限面積（別段面積）の廃止について
- 【議案第22号】 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

その他

6. 農業委員会事務局
 

事務局長	高田 匡樹
副課長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
主 事	竹下 裕哉

## 7. 会議の内容

事務局長 おはようございます。ただ今から令和4年第33回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第18号令和4年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問について議題に供します。事務局から議案第18号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 おはようございます。それでは、議案第18号令和4年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第18号令和4年度農業経営基盤強化促進法(第9号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第18号の朗読及び説明を終わります。

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号令和4年度農業経営基盤強化促進法(第9号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第18号令和4年度農業経営基盤強化促進法(第9号)にか

かる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして議案第 19 号非農地通知の発出（1 件）について事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは 5 ページをご覧ください。

農地利用状況調査等の結果から、農地としての復元や今後の利用が困難であると思われる農地に対し非農地通知を行うものです。

【以下、議案書に基づき議案第 19 号非農地通知の発出（1 件）についての内容を朗読及び説明】

説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。ご質問等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 19 号非農地通知の発出（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第 19 号非農地通知の発出（1 件）について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。続いて、議案第 20 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（2 件）について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、7 ページをご覧ください。

2 件とも、同一の譲渡人、譲受人となっておりますので 2 件続けて説明させていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第 20 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（2 件）についての内容を説明】

次に、別紙 5-1 の「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る農業委員会の意見書」をご覧ください。

農地区分は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地となっております。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第 1 種農地又は第 2 種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は土地改良事業等が行われていない第 2 種農地である。他の候補地は、所有者に譲渡の意

思がない土地であった。また、申請地は、住環境が良く、所有者に譲渡意思があり、予算面でも折り合いがとれたため、申請地を申請することはやむを得ないと考えることから、適当であると思われる。【2.資力及び信用】については、必要な資金の調達は金融機関の残高証明書が添付されていることから適当と思われる。【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、該当なし（仮登記等なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、農業委員会及び事務局への説明の結果、遅滞なく供することは確実であると判断できます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、都市計画法の開発許可の要否は「否」です。また、町への開発行為届出書が提出されていますので確実と思われる。【6.農地以外の土地の利用見込み】については、該当ありません。【7.計画面積の妥当性】については、土地利用計画図より宅地 5 区画の整備計画となっており、計画面積は妥当と判断されるため、適当であると思われる。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、特定建築条件付売買予定地にかかる契約書が提出されているため妥当と判断されるため、適当であると思われる。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、申請地に隣接する農地はなく、日照通風への影響はない。排水については、合併浄化槽を設置する予定であることから周辺農地への影響はないと判断され、適当であると思われる。【10.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当なしです。【11.法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】ですが、埋蔵文化財について、届出が町担当部局に提出済みです。また、開発協議についても届出が町担当部局に提出済みです。

続けて、別紙 5-2「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る農業委員会の意見書」をご覧ください。

【以下、別紙 5-1 と同様に 2 件目の意見書を確認】

以上により、本案件については、許可相当ではないかと思われます。

議長 ありがとうございます。質問等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による農地転用（2 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 議案第 20 号農地法第 5 条の規定による農地の転用（2 件）について、原案のとおり可決されました。  
引き続き議案第 21 号下限面積（別段面積）の廃止について説明をお願いします。
- 事務局 18 ページをご覧ください。  
【以下、議案書に基づき議案第 21 号下限面積（別段面積）の廃止について説明】  
以上で説明を終わります。
- 議長 ありがとうございます。何かありませんか。  
  
(質問・意見等なし)
- 議長 それでは、採決いたします。議案第 21 号下限面積（別段面積）の廃止について、  
賛成の方は、挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)
- 議長 議案第 21 号下限面積（別段面積）の廃止について、原案のとおり可決されました。引き続き、議案第 22 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について説明をお願いします。
- 事務局 それでは、別紙の令和 5 年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。  
【以下、別紙の議案書に基づき説明及び目標の設定】  
以上で、終わります。
- 議長 ありがとうございます。何か質問等はありませんか。  
  
(質問・意見等なし)
- 議長 何もないようですので、その他の項目で何かありますか。
- 事務局 【事務局からタブレットの導入案内】
- 議長 それでは閉会したいと思います。

副議長

それではこれもちまして、第33回大町町農業委員会総会  
を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、4月4日（火）に  
開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員